

平成29年第6回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 平成29年6月23日(金)
開会 14時55分 閉会 16時30分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名
教育長 土崎 谷夫 1番 河野 利道 2番 谷口 久枝
3番 桑門 超 4番 (欠員)
- 4 事務局
教育部長 小野 正司 教育総務課長 吉村 岩雄
学校教育課長 川野 剛 社会教育課長 長田 文春
体育保健課長 阿部 俊二
本日の書記 総括主幹 須山 禎宏 主査 清田 甲生
- 5 付議した議案 3件
- 6 報告事項等 9件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

開 会

教育長 ただいまから平成29年第6回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回議事録の承認

教育長 前回の第5回教育委員会の議事録の承認を河野委員お願いいたします。
(議事録に署名)

教育長の報告

- ・～7/14 学校訪問
- ・～6/23 県体予選
- ・6/11 佐伯市美術展表彰式等
- ・6/5～6/28 佐伯市議会
- ・6/4～6/18 地区対抗スポーツ大会

議 案

【議 事】

議案第24号 佐伯市教育委員会表彰規則の一部改正について

教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第24号佐伯市教育委員会表彰規則の一部改正について。教育総務課から説明をお願いします。

教総課長 資料1ページをご覧ください。議案第24号佐伯市教育委員会表彰規則の一部改正についてでございます。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。提案理由は、佐伯市教育委員会表彰の対象となる功績を残したのちに市外へ転出等した場合、現在は、第2条の規定により表彰対象外となっているが、転勤や進学等のやむを得ない理由がある場合も被候補者とするための改正でございます。具体的には、2～3ページに書いております。3ページの改正前、改正後をご覧ください。2条中の「該当し、本市に住所を有し、又は勤務する」という部分を「該当する」というふうに改正するものです。これにより今まで表彰を受けられなかった市外に転出した方についても表彰の対象になることができるという改正です。

教育長 第2条の各号に該当するものは、表彰の対象者となりうるということですが、その要件の中に本市に住所を有し、又は勤務するというものがあるわけですが、これは、個人の事情によっては、表彰時点で本市に住所を有していない、もしくは勤務を外れているということも実際に出てくるのが予見されますし、対象外になったものについては、平等ではないといったこともありますので、この要件を削除して功績のあったものということで個人又は団体というふうにするものであります。

教育長 ただいまの説明につきましてご質問等はありませんか。

谷口委員 この改正のきっかけになった事案があるのですか。

教総課長 数年前、表彰対象になったにも関わらず、転出した方がいました。その方については、非該当になったという経緯がありまして、不合理だという事で今回改正いたします。

教育長 近々、表彰を実施する案件があつてというわけではないですね。

教総課長 そういうものではありません。

教育長 他にご質問はありませんか。ないようですので、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第25号 佐伯市歴史文化施設運営協議会委員の委嘱について

教育長 続きまして議案第25号佐伯市歴史文化施設運営協議会委員の委嘱について社会

教育課から説明をお願いします。

社教課長 議案第 25 号について説明いたします。資料の 6 ページをご覧ください。提案理由は、佐伯市歴史文化施設運営協議会条例第 5 条第 1 項の規定により佐伯市歴史文化施設運営協議会委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命することとされている。現委員の任期が平成 29 年 5 月 31 日で満了したため、次の表に掲げる者を新たに委嘱するものであります。次の 7 ページに委員の氏名を載せています。15 名の委員のうち新任が 4 名いらっしゃいます。任期についてですが、5 月 31 日で満了したため、本来なら 6 月 1 日からというのが正しいのですが、選定が遅くなり、申し訳ありませんが、平成 29 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日となってしまいました。

=委員名簿を説明=

教育長 ただいまの説明につきましてご質問等はありませんか。

河野委員 役職指定の委員さんはどなたがなっているのですか。

社教課長 学校教育について、小学校長、中学校長に出させていただいております。それから、学識経験者につきましては、役職の決まりはありませんが、以前又は現在会長等をされている方を万遍なくお願いしているところです。

河野委員 文化施設の運営委員の方は、専門的な知識が必要な場合が多いので、継続している委員になられている方が非常に多いということが考えられますが、以前、一人の人が長々と委員を続けるのはどうかと、新しい人も随時任命していったらどうかという教育委員の意見もありました。そういった、次の社会教育委員も含めそういうような事も勘案して人選を行っていただけたらありがたいなと思います。ただ、佐伯市の場合は、人材が少なくして何年もしないと委員が足りないという状況もあることも確かなんですが、できるだけ新しい方に経験していただいて、そのことを市民に広めていっていただくということが委員の一つの役割じゃないかなと思います。

谷口委員 平和祈念館やわらぎ運営協議会と国木田独歩館運営協議会は、以前別々だったものを統合したんですよね。それと文化財保護審議会は、また別にあるんですか。

社教課長 別のものです。施設の運営協議会は、歴史資料館ができた時に、今まで別にあった平和祈念館やわらぎと国木田独歩館とをまとめてできたものであります。

教育長 他にご質問はありませんか。河野委員の意見は検討に値すると私も思います。委員の固定化をして長い間特定の委員さんになりがちな傾向は排除できないと思いますけれども、そうなると思える目も狭まってくるのが危惧されますね。斬新なアイデアとか新しい感覚を持ち込んで佐伯市の文化施設をどういうふうにするか、文化振興のためにそれを上手く機能させるかということが使命ですので、そうい

う意味では若い感覚を持って意見をいただくといったことも必要でしょうね。

社教課長 2年前のこの委員の委嘱の時にもそういったご意見をいただいたことを覚えております。今回もそういったことを念頭に人選をしたのですが、なかなか詳しい方もいないということもありました。若い方になりますと日中時間を取れないということもあります。しかし、今後は、そういった意見を参考にしながら学識経験者等も人選をしていきたいと思えます。

教育長 その他、ご意見ご質問はありませんでしょうか。ないようですので、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 26 号 佐伯市社会教育委員の委嘱について

教育長 議案第 26 号佐伯市社会教育委員の委嘱について説明をお願いします。

社教課長 議案第 26 号佐伯市社会教育委員の委嘱についてですが、提案理由は、佐伯市社会教育委員条例第 2 条第 2 項の規定により、佐伯市社会教育委員は、教育委員会が委嘱することとされている。現委員の任期が平成 29 年 6 月 7 日で満了したため、次の表に掲げる者を新たに委嘱するものであります。これも先ほどの議案と同じようなことで大変申し訳ないのですが、任期が満了することはわかっていたのですが、なかなか人選ができないということで、いろいろ模索しながら選定した経緯があります。その間、人選につきましても現委員さんの推薦をいただくなど取り組んで参りました。9 ページの表にあります 20 名中 7 名の方が新任ということで、先ほどもご意見がありましたけれども、若い方に引き継いでほしいという観点と様々な分野から詳しい方ができるだけ入っていただくありがたいということを選考時に考えて人選したつもりであります。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はありませんか。

谷口委員 社会教育委員の方は、こういった活動をなさるのですか。

社教課長 社会教育法の中で社会教育委員の職務という項目があります。社会教育委員は、社会教育に関し、教育委員会に助言するため次の職務を行うということで、社会教育に関する諸計画を立案すること。定時又は臨時に会議を開き教育委員会の諮問に応じ、それに対して意見を述べること。前項の職務に必要な研究調査を行うこと。と書いてあります。いろいろなご意見ご指導をいただくという立場であろうかと思えます。

- 谷口委員 公民館でのいろいろな活動があると思いますが、何かの形で関わってくださっているのですか。
- 社教課長 社会教育委員の活動は、そのような個別のものではなく全体の指導とか調査とか、そういったものになろうかと思います。
- 河野委員 教育委員から社会教育委員に対して、このことについて調べて答申をしてくださいという諮問をしなければいけません。そうしたら社会教育委員の方が、社会教育はこうあるべきだ、ここをこうした方がいいというような答申を教育委員会にしてくれます。そういったものを受けて、教育委員会として社会教育はこういうふうに取り組みなければならないなというふうになるわけです。しかし、月一回の教育委員会では諮問までなかなかできないんです。諮問を何年か前に一度やったことがあるんですが、社会教育のあり方について大変勉強してくれて非常に良い研修もできましたし、そういった意味では諮問をするということは佐伯市の社会教育の活性化にも繋がっていくと思います。個人的には、教育委員と社会教育委員とが話し合う機会を持ってお互いの意思疎通を図りながら、社会教育委員から社会教育で現在どんな問題があるかを聞いて、教育委員がきちんと把握して、その問題についてどうしたら良いかということを経験しましょうかということになるわけです。去年はありませんでしたが、一昨年はそういった会議を設けていただきました。教育委員も刺激されますし、社会教育委員も非常に勉強になると思います。
- 教育長 教育長から事務局に指示をしたいと思います。河野委員の意見、谷口委員の賛成意見について、具体的にそういう機会を作るように今後動いていただきたいと思っています。
- 教育長 では、この案件につきまして、他のご意見等ありませんか。ないようですので、提案のとおり承認してもよろしいですか。
- 各委員 (全委員から「はい」との意見あり)
- 教育長 提案のとおり承認されました。
- 教育長 予定されておりました議事につきましては、第 24 号から第 26 号までご審議いただきましてありがとうございました。

報告事項等

- (1) 6月議会代表質問・一般質問について
- (2) 佐伯市歴史的環境保存審議会委員の委嘱について
- (3) 続日本 100名城の選定について
- (4) 平成 29 年度 城下町佐伯国木田独歩館企画展

文豪ストレイドッグス×城下町佐伯国木田独歩館

- (5) 平成 29 年度第 1 回佐伯市歴史文化施設運営協議会
- (6) 佐伯市教育委員と学校教職員との意見交換会の開催について
- (7) 新教育委員の就任式について
- (8) 総合教育会議の日程調整について
- (9) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第 6 回佐伯市教育委員会を終了します。

終了 16 時 30 分